

パルシステムは、奇しくもこの派遣切りで現在の日本における労働者派遣制度、とりわけ仕事があるときだけ派遣元と派遣労働者が派遣契約を結ぶことを前提とする登録型派遣制度が内在する矛盾を浮き彫りにした。

実は同じような派遣切りの相談は、リーマンショック後も少なくない。本来であれば、こうした矛盾にメスを入れることが本来の意味での「改正」であるはずだ。しかし8月20日に発表された厚生労働省の「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」（座長・鎌田耕一・東洋大学教授）の報告書の内容は、こうした矛盾に何ひとつ答えようとならないばかりか、矛盾を拡大するものだった。

この報告書では、現在の専門26業務による規制を廃止し、①派遣労働者が派遣元と期間の定めのない雇用契約を結んでいる場合、派遣期間の制限を設けない、②派遣労働者が派遣元と期間の定めのある有期労働契約を

結んでいる場合、同一業務での派遣期間は最長3年とするが、人が変われば同一業務であつてもつづけて派遣できる仕組みとする、という抜本的な変更を求めた。政府の規制改革会議がまとめた報告、業界団体の要望書とほぼ同様の中身だ。

もしこれが実現されれば、派遣元と有期契約なら永遠に派遣、有期契約なら3年ごとに異動すればやはり永遠に派遣、というシステムだ。

厚生労働省が行った平成24年

「派遣労働者実態調査」でも「派遣社員ではなく正社員として働きたい」という回答が43・2%占めているのに、こうした派遣労働者の声もまったく無視している。パルシステムで派遣切りにあつた派遣労働者も、決して派遣で働きつづけることを望んでいたわけではなく、正社員として安定して働きたいと希望していた。

派遣労働、特に登録型派遣は、

間接・有期という非正規労働の2つの特徴を併せ持っており、改正の方向性はときの政府の雇用政策を如実に表している。これは、過去に労働者派遣法が他の労働法に先駆けて改悪をされてきた実態からみても断言していいだろう。

これ以上、矛盾に押しつづされる派遣労働者を生み出さないよう、そして将来に禍根を残さないためにも改悪を阻止したい。

実態とかい離した「改革」 問われる労働組合の運動

かわむらまさのり
川村雅則（北海学園大学准教授）

「雇用改革」が強力に押し進められようとしている。筆者は、この間、非正規雇用問題を中心テーマに調査研究に取り組んで

きた。（1）仕事が恒常的に存在するにも関わらず、無期雇用ではなく、あくまでも有期で雇われ更新が繰り返されるといふ「偽

装有期雇用」。（2）生活していけるだけの水準にはほど遠く、しかも仕事内容や勤続・経歴などが反映されるわけでもない低賃金問題。（3）そして、労使対等を目指す集団的な労使関係は望むべくもなく、上記（1）も背景に、圧倒的な使用者有利の労使関係。これらをとくに問題視してきた（本誌第539号掲載の拙稿など参照）。

つい最近、地方自治体で働く非正規公務員の調査結果をと

▶労働規制緩和に反対する連合の緊急集会(9月20日)



りまとめたところである(筆者ホームページを参照)。周知のとおり、非正規ではあっても「公務員」であるからという形式論で、任命権者である自治体の裁量が過度に認められ、彼ら労働者の権利には制約がかけられている。民間であれば適用される法制度や、一定の条件のもとで撤回させられる雇止めも、非正規公務員の世界ではかなわない。彼

らは、民間の非正規以下で、しかも法の狭間に落ち込んだ存在である。賃金水準の低さも、言うまでもない。

みずからの賃金で生計を立て、仕事面でも、基幹的な業務や専門性の強い仕事に従事する非正規が増えている。限定的に言っても、有期雇用の規制、最低賃金の底上げや均等待遇などを早急に実現していく必要がある。

だが、主張されている「雇用改革」には、以上のような問題意識はみられない。むしろ、「岩盤規制」を打ち砕くことの重要性が強調される。極めて不十分な内容と批判を受けた、勤続5年超でようやく無期雇用への転換権の付与という、有期雇用の規制(労働契約法の改正)でさえ、もはや見直しの議論が開始されている状況である。非正規雇用の実態が無視

されていると言わざるを得まい。もっとも、一方で思うのは、こうした乱暴な主張がまかり通ること自体が、この問題に対する労働界の取り組みの弱さを反映しているのではないか。

そもそも前記の(3)集団的労使関係の欠如も、たんに使用者側がそうしているのではなく、職場に(正職員で構成される)労働組合があっても、そうなのだ。つまり彼ら非正規は、「使」の側からだけでなく「労」の側からも排除されている。労・労対立をおおるつもりは毛頭ないが、以上がいまもお、少なからぬ職場の実態ではないか。

そうした中で掲げられる、ワーキングプアの解消! 労働規制の強化! というスローガンが、そもそも規制など存在しないかのような状況下で、物言えず働く非正規労働者の目にかか

に空虚にうつっていることか。今年開催された「連合」のサマートップセミナーでは、「連合評価委員会報告書」を題材に、

真剣な討議が行われたとある(『月刊連合』No.305)。当時話題になった同報告書が改めて取り上げられるに至ったのは、報告書が作成されて10年という節目だったからだけではなく、労組側の危機感のあらわれであろう。

報告書の「改革に向けての視点と方向性―労働運動のあり方、理念の再構築」の項には、こう書かれていた。「弱い者の連帯の組織である労働組合が担う労働運動の根本的な使命は、社会の不条理に対して異議を申し立てることにある。不条理に対して闘う姿勢を持ち、行動することが労働組合という組織の使命なのである」。

不条理はいや増すばかりであるが、異議申し立ては行われてきたか、労働組合は不条理と闘ってきたか。できることは限られているという結論の前に、問われているのはそういうことではないか。